平成２３年（フ）第２６１号
茨城県筑西市海老江657番地
債務者　本橋　優子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２６７号
茨城県常総市孫兵ヱ新田600番地１
債務者　池澤　昌良
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第８７号
群馬県桐生市宮本町３丁目２番19号　サカエハイツＢ号室、申立時の住所群馬県桐生市菱町２丁目1754番地の15
債務者　丸山　英子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第６４０号
千葉県市原市光風台１丁目213番地
債務者　村山　　徹
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８９６号
千葉市中央区蘇我５丁目４番２号　Ｆ．Ｉ．Ｓ．蘇我寮314号
債務者　高木　利徳
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９３８号
千葉県船橋市習志野台４丁目44番９―203号
債務者　山本　敏昭
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９９２号
千葉市花見川区犢橋町579番地
債務者　石井　里美
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０２８号
千葉県習志野市藤崎３丁目19番10号
債務者　西村　幸枝
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０３０号
千葉市中央区矢作町298番地１　メイプルⅠ203号
債務者　福里　強正
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０４７号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番24棟410号
債務者　鈴木　好則
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０７０号
千葉市緑区誉田町１丁目1034番地５　ヴィオラＢ棟101号
債務者　中田　光弘
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３２８号
石川県かほく市木津ハ62番地４　マリンビュー204号、従前の住所石川県かほく市高松エ129番地３
債務者　白江　正昭
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３２９号
石川県かほく市木津ハ62番地４　マリンビュー204号、従前の住所石川県かほく市高松エ129番地３
債務者　白江　千春
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３５０号
石川県白山市森島町う43番地７
債務者　滝沢　久次
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３５９号
金沢市此花町１番43号　ライオンズマンション金沢此花町第２―102号室
債務者　渡邉　成雄
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３６９号
石川県河北郡津幡町字庄ニ69番地　グループホーム庄の里
債務者　奥村　敏枝
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１０１号
石川県加賀市山中温泉冨士見町オ30番地
債務者　岩木　利夫
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第５２号
山梨県都留市桂町931番地
債務者　古田　和子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係